

欧州連合、遺伝資源へのアクセス・利益配分に関する規則を採択、
生物多様性条約名古屋議定書の批准を決定

2014年4月16日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、4月14日、欧州連合（EU）が生物多様性条約（CBD）の名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という。）に規定された義務を履行するための「遺伝資源へのアクセス及びそのEU内での利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する規則」（以下「本規則」という。）を同日に採択したことに加え、EUの外交政策についての権能を有するEU理事会が、名古屋議定書を批准する権限をEUに与える決定を行ったことを報じるプレスリリースを発出した。

本規則については、EU法の共同立法機関である欧州議会とEU理事会の間で調整が進められ、欧州議会においては、1月22日には同議会の環境委員会が、両機関の交渉担当者間で合意にいたっていた本規則案を承認し、その後、3月11日に同議会の本会議にて承認していた。4月14日付けのEU理事会のプレスリリースにおいても、EU理事会が本規則について、欧州議会における第一読の合意内容に沿って最終採択を行った旨が報じられている。

EU法の両共同立法機関が本規則を採択したことにより、本規則はEU法として成立することとなり、EUが10月の名古屋議定書の第1回締約国会議開催前に名古屋議定書の批准を実現する可能性が高まった。なお、本規則の第17条によれば、本規則は、欧州連合官報で告示が行われた日から20日目の日に効力を生じ、EUにおける名古屋議定書の発効日¹から適用される。

名古屋議定書は2010年10月に名古屋市で開催されたCBD第10回締約国会議(CBD・COP10)で採択された国際ルールであり、締約国に対して、適法に採取された遺伝資源のみが領域内で利用されるための措置を確保することを義務付けている。EUがこれを批准する上で本規則案を採択することが必要であったところ、欧州委員会が2012年10月にその草案を公表し、欧州議会及びEU理事会に提出、その後、両立法機関における審議と両者の担当者間での交渉等を経て、今般、本規則の最終採択に至った。

本規則には、「自己が利用する遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識が、適用される取得の機会及び利益の配分に関する法令又は規制要件に従って獲得されたこと、及び利益が相互に合意する条件に基づきかつ適用される法令又は規制要件に従って公正かつ衡

¹ 名古屋議定書は、50か国目の批准書等の寄託日から90日目に発効することとされており、4月16日現在のCBD事務局のウェブサイトの情報によれば、29か国により批准等がなされている。<https://www.cbd.int/abs/nagoya-protocol/signatories/default.shtml>

平に配分されることを確認するために、相当な注意を払う (exercise due diligence)」などといった「利用者の義務」などが規定されている。

本規則の採択に当たり、Potočník 環境担当欧州委員は、欧州委員会のプレスリリースにおいて以下のとおりコメントしている。「この法律を採択することによって、EU は、2010 年に CBD の下で遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセス及び利益配分の遵守に関するルールの新設のために行った重要な確約の履行を進めている。この法律は、生物多様性が持続的に利用されることを保障し、EU の研究者や企業による遺伝資源の利用のための透明なルールを創造し、それら資源の提供者に利益を配分することに貢献するものとなる。EU は、今や、名古屋議定書を迅速に批准し、その発効に貢献することができる立場にある。」

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Commission welcomes the Council's adoption of the Access and Benefit Sharing \(ABS\) Regulation](#)

— EU 理事会のプレスリリースは、以下参照 —

[Council approves regulation on access to genetic resources \(PDF\)](#)

— EU が最終採択した本規則は、以下参照 —

[REGULATION \(EU\) No … \(番号未定\) /2014 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of on compliance measures for users from the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization in the Union \(Text with EEA relevance\) \(PDF\)](#)

— 本規則の日本語仮訳文は、以下参照 —

[欧州連合における遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の利用者のための遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則（日本語仮訳）\(PDF\)](#)

— 名古屋議定書の日本語仮訳文は、以下参照 —

[生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分に関する名古屋議定書](#)

— 本規則に関連する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州連合、遺伝資源へのアクセス・利益配分に関する規則案の採択及び生物多様性条約名古屋議定書の批准に向けて前進（2014年1月24日）\(PDF\)](#)

[欧州委員会、遺伝資源へのアクセス及び利益配分に関する規則案を公表（2012年10月9日）\(PDF\)](#)

[欧州議会、遺伝資源に係る知的財産権の開発の側面に関する決議を採択（2013年1月17日）\(PDF\)](#)

(以上)